

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

9番淀 秀夫君、10番齋藤修一君、ご両名にお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻を、9時45分といたします。

(午前 9時34分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 9時45分)

---

◎日程の追加

○議長 休憩中、副議長の高橋照夫君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。地方自治法第117条の規定により、除斥のため、副議長、高橋照夫君の退場を求めます。

(高橋照夫副議長 退場)

---

◎副議長の辞職

○議長 追加日程第1、副議長の辞職、これを議題といたします。

藤崎事務局長に辞職願を朗読させます。

藤崎事務局長。

(事務局長辞職願朗読)

○議長 お諮りいたします。高橋照夫君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、高橋照夫君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高橋照夫君の復席を求めます。

(14番 高橋照夫君 復席)

○議長 高橋照夫君に申し上げます。副議長の辞職は許可になりましたので、告知いたします。

ここで、川西町議会運用例第15章第2項の規定に基づき、前副議長の高橋照夫君に演壇に登壇の上、退任のご挨拶をいただきます。

14番高橋照夫君。

(14番 高橋照夫君 登壇)

○14番 ただいまは、私、副議長の席を辞職願い申し出ましたところ、許可されました。心から感謝申し上げます。

私は、本議会の副議長として2年間、任を果たすことができました。これもひとえに、加藤議長初め議員の先生方の皆さん、並びに原田町長初め当局の幹部の皆さん、また町民の皆さん、多くの皆さんのご指導とご教示をいただきながら、この任を果たすことができました。本当に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私も、この2年間、いろんな体験、経験をさせていただき、またふれあいをいただき、我が人生の中で一つの財産が残ったのかなと思っております。これも皆さんのおかげかなと感謝しております。

今後は、ますます開かれた議会に本町がなりまして、町民からなお一層支援されるような議会づくりに、微力ながら頑張っていきたいと思っております。

本当に、この2年間、大変お世話になりまして、ありがとうございました。感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。(拍手)

○議長 前副議長の高橋照夫君には、長期間、大変お疲れさまでございました。

---

#### ◎日程の追加

○議長 ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を追加日程第2とし、選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

(午前 9時52分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 9時57分)

---

◎副議長の選挙

○議長 追加日程第2、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第1項の規定により、投票によって行います。

議場の出入り口の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長 ただいまの出席議員は15人であります。

次に、立会人を指名いたします。

川西町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票の立会人に1番伊藤寿郎君及び2番伊藤進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長 念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱点検)

○議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票記載台を設置いたします。

(投票記載台設置)

○議長 藤崎事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、投票記載台において被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼により投票)

○議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票記載台を撤去いたします。

(投票記載台撤去)

○議長 開票を行います。

開票立会人伊藤寿郎君及び伊藤 進君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票

うち有効投票 14票

無効投票 1票

有効投票中

遠 藤 章 一 君 14票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、地方自治法第118条第1項において準用する公職選挙法第95条第1項の規定により4票であります。

よって、有効投票の最多数を得た遠藤章一君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長 ただいま副議長に当選されました遠藤章一君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

遠藤章一君、副議長当選の承諾並びにご挨拶を、演壇に登壇の上お願いします。

(7番 遠藤章一君 登壇)

○7番 ただいま、副議長選挙におきまして当選をさせていただきまして、まことにありがとうございました。先ほど、立候補の際もご挨拶申し上げましたが、至らぬ私でございますので、加藤議長初め、皆様方のご指導を賜りながら、しっかりとその職責を務めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます、ご挨拶いたします。よろしく願いいたします。(拍手)

---

◎議席の一部変更

○議長 副議長選挙に伴い、この際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議席の一部変更を行います。

川西町議会会議規則第4条第3項の規定により、本職より変更いたします。

川西町議会運用例第1章第9項の規定により、副議長の議席は最終2番とされておりますので、副議長の遠藤章一君の議席は14番に、斉藤智志君の議席は7番に、高橋照夫君は8番にそれぞれ変更いたします。

それでは、ご移動願います。

(議席の移動)

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

なお、休憩中、役職の選考方法等協議のため、全員協議会を本議場において、午前10時30分から開会いたしますので、ご参集願います。

なお、本会議の再開につきましては、口頭をもってお知らせいたします。

(午前10時19分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時35分)

---

◎発議第2号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任

○議長 日程第3、発議第2号 総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第2条及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時35分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時36分)

---

○議長 本職より、常任委員会委員について指名いたします。

総務文教常任委員会委員8名、金子一郎君、高梨勇吉君、淀 秀夫君、遠藤章一君、橋本欣一君、鈴木幸廣君、伊藤 進君、及び私、加藤俊一。

産業厚生常任委員会委員7名、佐々木賢一君、齋藤修一君、高橋照夫君、斉藤智志君、神村建二君、鈴木清左衛門君、伊藤寿郎君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長 このたび私は、川西町議会運用例第7章第3項の規定により、総務文教常任委員会委員を辞退いたしたいと思っております。

お諮りいたします。この際、常任委員会委員の辞退を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の辞退を追加日程第4とし、議題にすることに決定いたしました。

本案は、私の一身上に関する事件であり、除斥に該当いたしますので、副議長と交代いたします。

(加藤俊一議長 退場)

(副議長、議長席に着席)

○副議長 議長と交代いたしましたので、引き続き議事を進めます。

---

#### ◎常任委員会委員の辞退

○議長 追加日程第4、常任委員会委員の辞退、これを議題といたします。

お諮りいたします。加藤俊一議長の常任委員会委員の辞退について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、加藤俊一議長の常任委員会委員の辞退については許可することに決定いたしました。

加藤俊一議長の復席を求めます。

(加藤俊一議長 復席)

○副議長 加藤俊一議長に申し上げます。

常任委員会委員の辞退については許可されましたので、告知いたします。  
議長と交代いたします。

(議長、議長席に着席)

○議長 副議長と交代いたしました。引き続き議事を進めます。

お諮りいたします。先刻、総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選、あわせて先例による議会運営委員会委員等各役職の選考についての協議のため、各常任委員会を開催いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会を開催することに決定いたしました。

なお、お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選出につきましては、先例により総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の各常任委員会委員長3名と、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会よりそれぞれ1名といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

それでは、各常任委員会の開催場所を私から指定いたします。総務文教常任委員会は議員控室、産業厚生常任委員会は委員会室、以上のとおり指定いたします。

なお、初めての常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は各委員会の年長委員が行うことになっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時44分)



---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 11 時 07 分)

---

◎総務文教常任委員会委員及び産業厚生常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 常任委員会正副委員長の互選の結果報告について。

休憩中に、各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、橋本欣一君、同副委員長、鈴木幸廣君。

産業厚生常任委員会委員長、高橋照夫君、同副委員長、鈴木清左衛門君。

以上のとおりであります。

---

◎発議第 3 号 広報広聴常任委員会委員の選任

○議長 日程第 3、発議第 3 号 広報広聴常任委員会委員の選任、これを議題といたします。

広報広聴常任委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第 2 条及び第 7 条第 4 項の規定により、本職において指名いたします。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 08 分)

---

○議長 会議を再開いたします。

(午前 11 時 09 分)

---

○議長 本職より、広報広聴常任委員会委員について指名いたします。

広報広聴常任委員会委員 6 名、佐々木賢一君、橋本欣一君、神村建二君、鈴木幸廣君、伊藤 進君、伊藤寿郎君。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、広報広聴常任委員会委員に選任いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、広報広聴常任委員会委員に選任する

ことに決定いたしました。

広報広聴常任委員会委員が選任されましたが、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、常任委員会に正副委員長を置くこととされております。

これより休憩に入り、休憩中に同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選について協議のため、広報広聴常任委員会を開催したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、広報広聴常任委員会を開催することに決定いたしました。

それでは、広報広聴常任委員会の開催場所を私から指定いたします。開催場所は、委員会室を指定いたします。

なお、初めての広報広聴常任委員会でありますので、川西町議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選に関する職務は年長委員が行うことになっております。

また、役職の選出結果を私までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時11分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時30分)

---

◎広報広聴常任委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 広報広聴常任委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中の常任委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

広報広聴常任委員会委員長、佐々木賢一君、同副委員長、伊藤寿郎君。

以上のおりであります。

---

◎発議第4号 議会運営委員会委員の選任

○議長 日程第5、発議第4号 議会運営委員会委員の選任、これを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、川西町議会委員会条例第4条の2及び第7条第4項の規定により、本職において指名いたします。

お諮りいたします。佐々木賢一君、齋藤修一君、淀 秀夫君、高橋照夫君、斉藤智志君、橋本欣一君。以上6名の方を議会運営委員会委員に選任いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は、予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時33分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時48分)

---

#### ◎議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 議会運営委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

議会運営委員会委員長、斉藤智志君、同副委員長、齋藤修一君。

以上のとおりであります。

ここで、斉藤議会運営委員会委員長より連絡事項がありますので、お聞き取りください。

7番斉藤智志君。

○7番 前回の議会運営委員会の中では、昼食休憩を取らずにということで審議をする予定でございましたが、協議題が盛りだくさんあるものですから、1時間休憩を取らせていただき

まして、その後再開をしていただきまして、その後の審議をさせていただくということで、修正変更をお願いしたいと思いますので、議員各位についてはよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ただいま、斉藤議会運営委員長から申し出事項がありましたが、そのとおりにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

---

◎発議第5号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任

○議長 日程第6、発議第5号 置賜広域行政事務組合議会議員の選任、これを議題といたします。

本案は、置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、置賜広域行政事務組合議会議員2名を選任するものであります。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の一部事務組合議員の選挙の方法に準じ、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名推選の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第4項の規定を準用し、本職が指名する方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。

お諮りいたします。置賜広域行政事務組合議会議員に伊藤 進君、神村建二君を選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、伊藤 進君、神村建二君を置賜広域行政事務組合議会議員に選任することに決定

いたしました。

ただいま選任されました伊藤 進君、神村建二君は議場におられますので、川西町議会運用例第4章第9項の規定を準用し、選任の告知をいたします。

---

◎選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 日程第7、選第1号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により、置賜広域病院企業団議会議員3名を選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。

また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名推選いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に、金子一郎君、齋藤修一君及び私、加藤俊一、以上3名を指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名推選申し上げた3名を、置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、金子一郎君、齋藤修一君及び私、加藤俊一を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました金子一郎君、齋藤修一君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

---

◎発議第6号 特別委員会の設置について

○議長 日程第8、発議第6号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置につきましては、川西町議会委員会条例第5条及び川西町議会運用例第7章第8項の規定により、今後の川西町各会計予算及び関係議案を審査するため、本職を除く議員で構成する特別委員会を設置しようとするものであります。

藤崎事務局長に議案を朗読させます。

藤崎事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において予算特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

予算特別委員会は午後1時からということにしたいと思います。

(午前11時56分)

---

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時10分)

---

◎特別委員会正副委員長の互選の結果報告

○議長 予算特別委員会正副委員長の互選の結果報告について、休憩中、予算特別委員会において正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

予算特別委員会委員長、齋藤修一君、同副委員長、淀 秀夫君。

以上のとおりであります。

---

◎議第30号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第9、議第30号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第30号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定について提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため提案するものであります。

島貫税務会計課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 島貫税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、議第30号 川西町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、お手元の概要によりまして私からご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨であります。地方税法等の一部改正に伴いまして、ここに記載の5つの条例の一部を改正するものでございます。

続いて、主な改正内容であります。初めに、川西町税条例の関係であります。

1つ目は、配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除対象配偶者の名称を同一生計配偶者に変更するものでございます。なお、地方税法の改正によりまして、配偶者控除及び配偶者特別控除に該当する配偶者の所得金額要件が変更されておりまして、現行では所得金額76万円未満の者が該当しておりますが、改正後は123万円以下の者が該当することになります。

2つ目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を、平成33年度まで3年間延長するものでございます。

3つ目は、特定事業所内保育施設に対する固定資産税の課税の特例割合を2分の1とするものでございます。

4つ目は、軽自動車のグリーン化特例の適用期間を平成31年度まで2年間延長するものでございます。

5つ目は、地方税法等の一部改正に伴う条文整備を行うものでございます。

次に、川西町税条例等の一部を改正する条例の関係であります。

これは、2件ございますが、いずれも軽自動車税に係る地方税法等の一部改正に伴う条文整備を行うものでございます。

次に、川西町国民健康保険税条例の関係でございますが、軽減判定所得基準額を見直すものであります。このたびは、ここに記載しております5割軽減と2割軽減の計算式を改めるもので、下線部分の金額を変更するものでございます。5割軽減にありましては、26万5,000円から27万円に、2割軽減にありましては、48万円から49万円にするもので、これにより、従来より軽減対象が若干拡大することになります。

次に、川西町都市計画税条例の関係でございますが、特定事業所内保育施設に対する都市計画税の課税の特例割合を2分の1とするものであります。

施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとしております。また、附則第6条による軽自動車税に係る条文整備を行う改正規定は公布の日から、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更する改正規定は、平成31年1月1日から、附則第5条による軽自動車税に係る条文整備を行う改正規定は、平成31年10月1日からそれぞれ施行することとしております。

なお、この改正による影響額でございますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の改正関係は、年間約860万円ほどの減となります。肉用牛に係る課税の特例の延長関係につきましては、年間約590万円の減、軽自動車のグリーン化特例の延長関係につきましては、年間約82万円の減、国保の軽減判定所得基準の見直し関係については、年間約31万円の減となるものと見込んでおります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告



○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

なお、川西町監査委員から平成29年度監査執行計画表がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって、平成29年第1回川西町議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午後 1時18分)